

# 環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定の大筋合意について

平成27年10月16日  
甘利議員提出資料

# TPP協定の意義

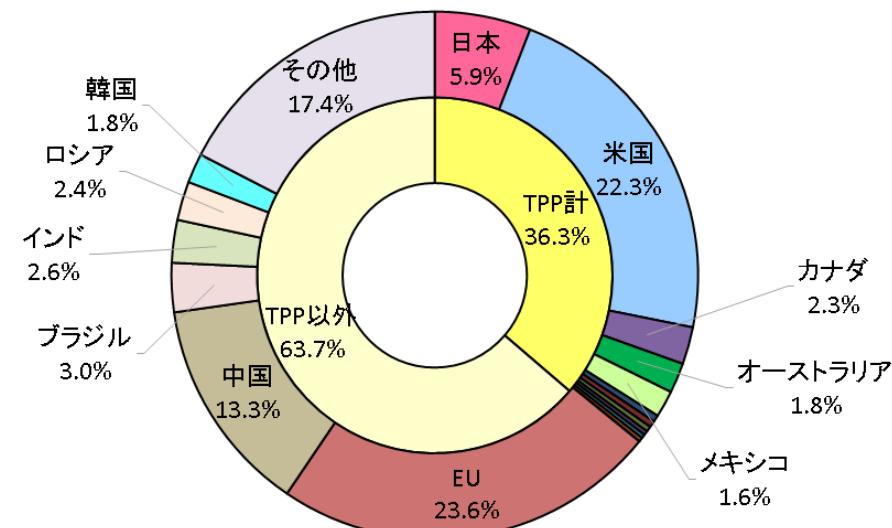
## ＜10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意＞

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

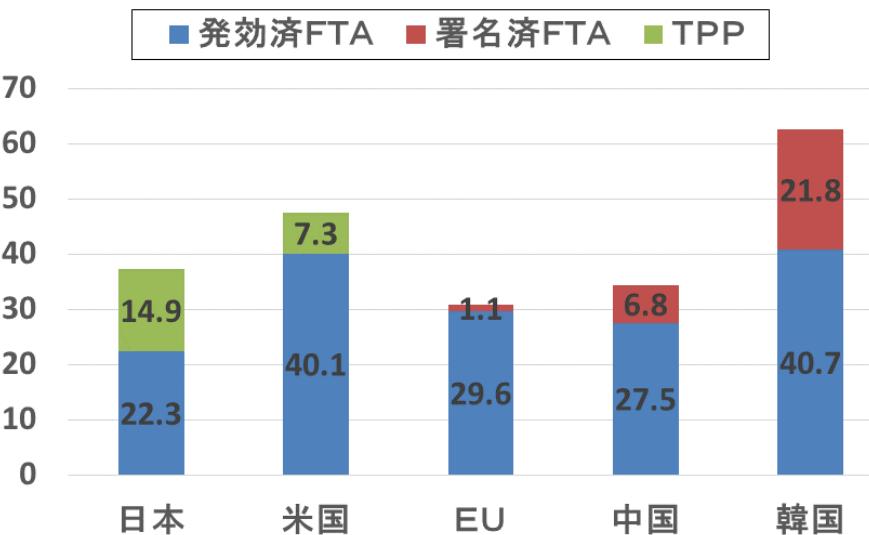
○物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

## TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

## TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注：発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成

TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

# TPP協定の効果

- 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- サービス・投資等の分野で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

## ＜投資＞

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

## ＜貿易円滑化＞

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

## ＜ビジネス関係者の一時的入国＞

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

## ＜電子商取引＞

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

## ＜知的財産＞

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

# TPPは成長戦略の重要な柱

OTPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながることが期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)



OTPPによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析を行い、国民にわかりやすく提示する。



TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「総合的な政策対応に関する基本方針」を決定。

今後、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定。

# 參考資料

# 総合的な政策対応に関する基本方針のポイント

○OTPP総合対策本部第1回会合(27年10月9日開催)にて基本方針を決定

## 総合的なTPP関連政策大綱策定

TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていく。以下がその基本目標。

### (1)TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

### (2)TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

### (3)TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。



## ○経済財政諮問会議による検討

(経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。)

## ○各種会議との連携

(農林水産業・地域の活力創造本部や知的財産戦略本部等、必要に応じ各種会議との連携を行う。)

## ○国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供

(各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。)

# TPP協定交渉の経緯

## 2010年

- 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、  
米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始  
10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

## 2011年

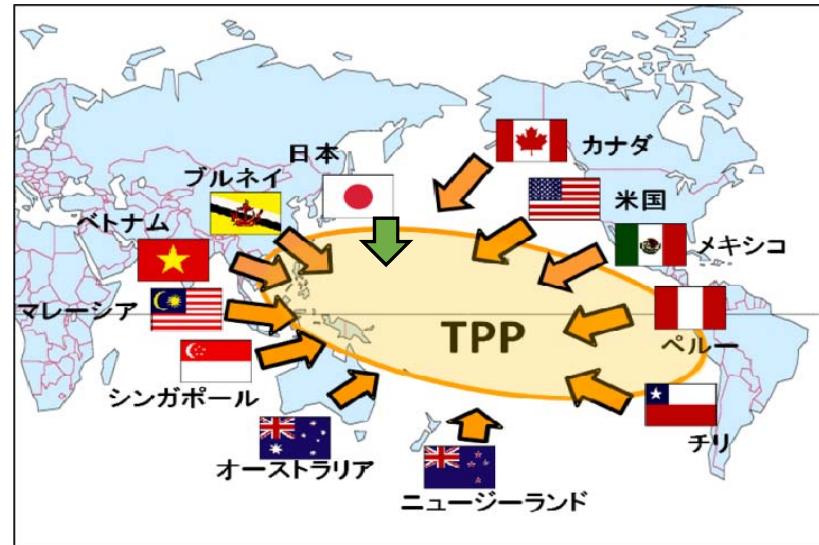
- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

## 2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

## 2013年

- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を発出  
3月 安倍総理「交渉参加」表明  
7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)  
8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)  
10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)  
12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)



## 2014年

- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)  
TPP閣僚会合(於:シンガポール)  
4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)  
日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)  
5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)  
9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)  
10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)  
11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

## 2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)  
日米首脳会談(於:ワシントン)  
7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)  
9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、大筋合意



＜アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見＞

# TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

(1)冒頭の規定及び一般的定義  TPP協定が締約国間のその他 の国際貿易協定と共に存するこ とを認め。また、本協定 の二以上の章において使用される 用語の定義を定める。	(2)内国民待遇及び物品の 市場アクセス  物品の貿易に関して、関税の撤 廃や削減の方法等を定めると ともに、内国民待遇など物品の貿易 を行う上での基本的なルールを定 める。	(3)原産地規則及び原産地手続  関税の減免の対象となる「TPP 域内の原産品(=TPP域内で生 産された产品)」として認められる ための要件や証明手続等につ いて定める。	(4)織維及び織維製品  織維及び織維製品の貿易に 関する原産地規則及び緊急措置等 について定める。	(5)税関当局及び貿易円滑化  税関手続の透明性の確保や通 関手続の簡素化等について定め る。
(6)貿易救済  ある产品の輸入が急増し、国内 産業に被害が生じたり、そのおそれ がある場合、国内産業保護のため に当該产品に対して、一時的に とることのできる緊急措置(セーフ ガード措置)等について定める。	(7)衛生植物検疫(SPS)措置  食品の安全を確保したり、動物 や植物が病気にかかるないように するための措置の実施に関する ルールについて定める。	(8)貿易の技術的障害(TBT)  安全や環境保全等の目的から 製品の特性やその生産工程等に ついて「規格」が定められるこ と、これが貿易の不必要 な障害とならないように、ルールを 定める。	(9)投資  投資家間の無差別原則(内国民 待遇、最惠国待遇)、投資に 関する紛争解決手続等について定め る。	(10)国境を超える サービスの貿易  内国民待遇、最惠国待遇、市場 アクセス(数量制限等)に関する ルールを定める。
(11)金融サービス  金融分野の国境を越えるサービス の提供について、金融サービス分 野に特有の定義やルールを定 める。	(12)ビジネス関係者の 一時的な入国  ビジネス関係者の一時的な入国 の許可、要件及び手続等に関する ルール及び各締約国との約束を定 める。	(13)電気通信  電気通信サービスの分野につ いて、通信インフラを有する主要な サービス提供者の義務等に 関するルールを定める。	(14)電子商取引  電子商取引のための環境・ルー ルを整備する上で必要となる原則 等について定める。	(15)政府調達  中央政府や地方政府等による物 品・サービスの調達に関して、内 国民待遇の原則や入札の手続等 のルールについて定める。
(16)競争政策  競争法の整備と締約国間・競争 当局間の協力等について定める。	(17)国有企业及び指定独占企業  国有企业と民間企業の競争条 件の平等を確保する国有企业の 規律について定める。	(18)知的財産  特許権、商標権、意匠権、著作 権、地理的表示等の知的財産の 十分で効果的な保護、権利行使 手続等について定める。	(19)労働  貿易や投資の促進のために労 働基準を緩和すべきこと等 について定める。	(20)環境  貿易や投資の促進のために環 境基準を緩和しないこと等を定 める。
(21)協力及び能力開発  協定の合意事項を履行するため の国内体制が不十分な国に、技 術支援や人材育成を行うこと等に ついて定める。	(22)競争力及びビジネスの 円滑化  サプライチェーンの発展及び強 化、中小企業のサプライチェーン への参加を支援すること等につ いて定める。	(23)開発  開発を支援するための福祉の向 上等や、女性の能力の向上、開発 に係る共同活動等について定め る。	(24)中小企業  中小企業のための情報、中小企 業がTPP協定による商業上の機 会を利用することを支援する方 法を特定すること等を定める。	(25)規制の整合性  加盟国毎に複数の分野にまたが る規制や規則の透明性を高めること等を規定する。
(26)透明性及び腐敗行為の防止  協定の透明性・腐敗行為の防止 のために必要な措置等に関する ルールに關する事項等を定める。	(27)運用及び制度に関する規定  協定の実施・運用等に関する ルールなど協定全体に關する事 項等を定める。	(28)紛争解決  協定の解釈の不一致等による締 約国間の紛争を解決する際の手 続について定める。	(29)例外  締約国に対するTPP協定の適 用の例外が認められる場合につ いて定める。	(30)最終規定  TPP協定の改正、加入、効力発 生、脱退等の手続、協定の正文等 について定める。